鳥海ダム建設事業マネジメント委員会
規　約

（名称）
第１条　本会は「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目的）
第２条　委員会は、鳥海ダム建設事業全般における実施状況・進捗状況等について確認を行い、事業費や工程等の監理の充実を図るため、鳥海ダム工事事務所長に対し意見を述べる　ことを目的とする。

（組織等）
第３条　委員会は、治水並びに経済に携わる学識者、ダム専門家、子吉川流域の治水並びに鳥海ダムの利水に関わる行政担当者をもって組織するものとし、鳥海ダム工事事務所長が委嘱する。
２　委員会は、必要に応じて委員以外の専門家等から意見を聴取することができる。
３　委員の任期は、本委員会の目的が達成された日までとする。

（委員長）
第４条　委員会には委員長を置くものとし、委員の互選により選出するものとする。また、委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
２　委員長に事故があるときは、委員長が指名した者が、その職務を代理する。

（委員以外の専門家等の招集）
第５条　委員以外の専門家等の招集は、各委員の意見を聴いて委員長が行う。

（委員会の所掌事項）
第６条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
一　事業（事業費、事業量、実施工程等）の実施状況・進捗状況の確認
二　コスト縮減方策の検討及び実施状況の確認
三　その他委員会が必要と認めた事項

（委員会の開催）
第７条　委員会は、原則として毎年度及び基本計画変更時に開催するものとし、委員長と鳥海ダム工事事務所が協議し、鳥海ダム工事事務所長がこれを招集する。また、必要に応じ　て現地調査を実施する。
２　前項のほか、委員長が必要と認めた場合は随時開催することができる。

（運営等）
第８条　委員会の運営は、別途定める「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会運営要領」によるものとする。

（公開）
第９条　委員会のうち、議事は非公開とし、議事概要については公表する。ただし、委員会で別途定めた場合はこの限りでない。

（事務局）
第１０条　委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所におく。

（規約の改正）
第１１条　本規約の改正は、委員総数の三分二以上の同意を得て行うことができる。

（附則）
第１２条　この規約は平成３１年　２月　７日から施行する。